**ベトナム向け輸出水産食品の最終加工施設等の登録申請について**

**１　北海道による申請の受付・審査**

農水省のホームページで様式をダウンロードし、下記の申請先（当課共通）にメールで提出願います。第一段階として、道により書類審査を行い、記載漏れなど不備事項についてご連絡します。

　　この段階の書類整理で月単位の期間を要することもありますので、ご留意願います。

　　過去の事例では、申請を受け付けてからベトナム政府による施設登録完了までに3ヶ月から6ヶ月程度を要することがありますので、お早めの申請をお願いします。

　【提出書類】

1. 別紙様式１（施設登録確認申請書）

変更の場合は、別紙様式５（施設登録事項の変更確認申請書）

1. 食品衛生法や条例に基づく営業許可証等の写し（別紙様式１の添付書類）
2. 別紙様式２（付録：Appendix 3）
3. 加工工程のフローチャート
4. 施設平面図
5. 【活水産動物のみ】漁業法等の遵法性に係る誓約書

　　　【農水省ホームページ(「ベトナム　施設登録」などで検索しても参照できます)】

　　　　https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu\_shinsei\_asia.html#vietnam

(ベトナム　→　水産食品　→　最終加工施設等の認定)

**２　道から水産庁への進達**

道においてひととおり審査が終了した時点で、その旨を申請者にお知らせするとともに、修正後の申請書類一式を道に提出いただきます。申請書一式を道が受理後、速やかに道から水産庁へ進達します。

**３　水産庁からベトナム政府への登録申請**

　　第二段階として、水産庁において、各都道府県からの申請を審査します。

申請内容に不備があった場合は、水産庁から各都道府県に修正指示がありますので、道を通じて申請者に対して修正指示を行います。

水産庁の審査が終了した時点で、ベトナム政府に申請されます。

**４　登録終了の連絡**

水産庁から道に対し、ベトナム政府の施設リスト更新終了の連絡があった後、道から各申請者に施設(変更)認定のご連絡をします。

　　ベトナムでの審査状況によっては、水産庁から申請されてから数ヶ月を要することもありますので、ご留意願います。

**５　申請書類の提出及び問合せ先**

　 北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課輸出促進係

　 住所：〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目

　TEL：011-231-4111（内線28-981,28-983） ダイヤルイン　011-204-5466

　　FAX：011-232-1578

E-mail：[suirin.suikei1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:suirin.suikei1@pref.hokkaido.lg.jp)

（参考：認定が必要な施設の区分）

ベトナムの認定を受けなければならない施設は、ベトナム向け輸出水産食品を最終的に加工又は保管する施設となっています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 輸出するもの | 用途 | 施設の区分  (食品衛生法の許可を得ていること) |
| 活水産動物以外 | ベトナム国内消費 | 最終加工施設(カット、加熱、凍結、接触を伴う包装等)  ※上記加工のない保管施設は認定不要 |
| 全量再輸出 | 認定不要 |
| 活水産動物 | ベトナム国内消費 | 最終加工施設(食品に接触する包装処理を実施)  最終保管施設  養殖場又は漁船 |

※　認定が必要な最終加工施設は、最終的に経由した施設とは限りません。